

## 彦根市人権尊重審議会 令和5年度 第1回審議会 議事録

日 時	令和5年(2023年)10月16日(月) 10時00分～12時15分
場 所	彦根市役所5階 5-1、5-2 会議室
出席者	
【審議会委員】	奥村ルシア克子、郷野征男、高橋嘉子、力石寛治、戸成晴美 富川拓、東幸子、矢田充宏、大橋秀子 ※敬称略
【事務局】	企画振興部人権政策課長(村田)、人権・福祉交流会館長(中江)、 教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課長(小磯) 企画振興部人権政策課(西山、佐伯、加納、高木)

### 1 開会

**事務局** 定刻になりましたので、令和5年度 第1回 彦根市人権尊重審議会を開催します。審議の前に、新しい委員をご紹介します。

(2名の委員を紹介)

続いて、会議の成立についてご報告します。本日の出席委員数は、全12名のうち9名です。よって、彦根市人権尊重審議会規則第6条第2項の規定により、定足数である委員の半数以上となっており、本日の会議は成立しています。

それでは、ただ今から議事に入ります。議事については、審議会規則第6条第3項の規定により、会長が議長となります。富川会長、よろしくお願ひします。

### 2 議事

#### 会長

富川です。どうぞよろしくお願ひします。最初に、事務局および委員の皆様にお願ひします。本日は、会議時間2時間に対して、審議事項が大変多くなっています。委員の皆様は事前に資料を読み込んでいただいていると思いますので、事務局の説明はできるだけ簡略にお願ひします。また、委員の皆様も、円滑な議事の進行にご協力くださるよう、よろしくお願ひします。

それでは、「議題(1) 彦根市人権施策基本方針改定素案(原案)について」、審議を行います。時間の都合もありますので、「ア 令和4年度第3回人権尊重審議会における委員意見等とそれらへの対応について」と「イ 改定素案(原案)の構成について」を併せて審議します。それでは、事務局の説明をお願ひします。

#### 事務局

それでは、「ア 令和4年度第3回 人権尊重審議会における委員意見等とそれらへの対応について」、ご説明します。資料1の表をご覧ください。これは、本年

3月27日に開催した「令和4年度 第3回 人権尊重審議会」、以下「第3回審議会」と言います、において、委員の皆様からいただいたご意見やご提案に対する市の対応方針をまとめたものです。

その主な内容をご説明します。まず、2分の1ページ上から4段目までは、令和4年11月に実施した「人権に関する市民意識調査」等の結果に対するご意見です。上から3段は、同和問題(部落差別)に関するもの、そして4段目は女性に関する人権問題に関するものです。

同和問題(部落差別)については、差別につながる忌避意識や、いわゆる「部落分散論」などの誤った理解・認識が残っていること、また、6割の人が部落差別はあると思っているのに、これまで以上に教育や啓発をすべき人権課題としてそれを選択する人が2割にとどまっているという市民の意識を、基本方針の改定に当たって重視すべきというご意見です。これについては、同和問題(部落差別)を引き続き主要な人権課題と位置づけ、あらゆる場で、様々な機会をとらえて、人権教育・啓発を進め、心理的差別の解消を目指します。

女性に関する人権問題については、男女共同参画計画策定時のアンケートで、地域での作業に女性が出たら不参加料が必要という実態があることに留意すべきとのご意見です。アンケート結果を記載し、地域での女性登用の促進や性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進します。

その次の段以降は、基本方針改定に関するご意見などです。

5段目の基本方針改定素案の趣旨については、記載することとしました。

6段目の、人権施策の進捗を審議会としてどのように確認するのか、については、「総合計画」や「個別計画」の進捗管理を行う中で、「人権施策基本方針」が踏まえられているか、各部署において確認や検証を行います。その結果、全庁的な調整等が必要な場合は、「人権施策推進本部」で協議し、その上で、基本方針見直しなど重要な事項が生じた場合は、「人権尊重審議会」にお諮りします。

次に、裏面の2分の2ページをご覧ください。上から5段目ですが、主要課題の書きぶりについて、滋賀県に合わせるのではなく、彦根らしい人権施策基本方針となるようにすべきとのご意見です。これについては、次の議題「イ 改定素案(原案)の構成について」でご説明します。

その他文言や表現方法に関するご指摘やご提案につきましては、表に記載のとおり対応し、本文に反映しました。

続いて、「イ 改定素案(原案)の構成について」、ご説明します。

資料 2 をご覧ください。左側に現行の基本方針、右側に見直し案を記載しています。構成については、前回の審議会において、案をお示ししましたが、その際の委員の皆様からのご意見、ならびに、その後の事務局での「個別の主要課題」に関する検討結果等を踏まえ、改めてご提案するものです。

まず、1については、「改定の趣旨」を追加記載するため、「1 人権施策基本方針の策定にあたって」とし、(1)で、人権施策をめぐる国内外の取組状況を述べた上で、(2)で、「人権尊重基本方針改定の趣旨」を記載しました。

次に、「2 人権施策の基本方針」については、変更はありません。

次に、「3 人権施策の基本方向」については、(1)として、「人権尊重を基調とした市政の推進」を加えました。

現行の「2 人権擁護に関する施策」については、市の施策の中心は「相談・支援」であることから、「相談・支援体制の充実」と改めました。現行の「ア 市民の主体的な判断および自己実現の支援」は、その内容が人権擁護に関する様々な支援情報の収集と提供であり、改定案の「ウ 相談・支援窓口の周知」に含まれるため削除しました。また、現行の「ウ 人権救済、保護システムの充実」は、国の役割であることから削除しました。

次に、「4 主要な人権課題の取組」については、各人権課題の表記方法を「〇〇に関する人権問題」で統一しました。ただし、部落差別に関しては、市および滋賀県の現行基本方針の表現が「同和問題」であることから、そのまま用い、部落差別を括弧書きしました。

次に、「5 推進体制」については、現行のとおりです。最後に、「用語解説」については、解説の必要な用語を別途精査して記載します。

## 会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見、ご提案をいただきたいと思います。冒頭、事務局から説明のあったとおり、発言の際は挙手をお願いします。私が指名しますので、最初に名乗ってからお話してください。

それでは、ご質問、ご意見等のある方の挙手をお願いします。

**委員** 資料 2 の 3 の(2)の「ウ 市民や企業などによる主体的な人権教育・啓発の促進」について、「市民や企業など」にもう少し付け加えられないでしょうか。例えば、学校、社会、企業、特定の業務に従事する者として教員、医療・福祉関係者なども加えてはどうでしょうか。

## 会長

今のご意見に対して、事務局、いかがでしょうか。

## 事務局

ここでは、基本方針の構成、見出しをどうするのかという議論になると思います。委員のご意見は本文の中身に関わるものですので、本文を審議していただく中で、見直しが必要であれば、見出しに反映することになるかと思います。

## 会長

ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

## 委員

どこに反映するかは事務局にお任せしますが、「など」が明確になるように反映してもらえたらよいと思います。

## 会長

ありがとうございます。この後の議題で、方針の中身に対する審議をしていただきますので、今の意見も併せて、議論を積み重ねていただきたいと思います。その他、いかがでしょうか。

## 委員

「5 推進体制」「(2) 職員等に対する研修」の「職員」とは市職員のことでしょうか。また、CSRにおける人権研修ということでしょうか。

## 会長

事務局、いかがでしょうか。

## 事務局

前段のご質問は、これも中身に関わることで、後でご説明しますが、資料4の41ページに書いてありますように、基本的には市の職員ですが、施設の指定管理や事業委託をしている場合は、その業務に従事する者に対する人権研修も含まれます。後段のCSRとの関係ですが、企業ですと、CSR推進計画の中に人権研修が位置付けられていることかと思いますが、市にはそのような計画はありませんので、CSRとの関連は特にありません。

## 会長

委員、よろしいでしょうか。また、内容と関連させながら、後ほど、議論をしていただければと思います。

それでは、他に無いようですので、次の議題に移りたいと思います。「ウ 改定素案(原案)の内容について」は、大量ですので、何か所かに区切って審議したいと思います。まずは、資料3および資料4のうち、令和4年度第3回審議会において議題としました、「1 人権施策基本方針の策定にあたって」、「2 人権施策の基本理念」および「3 人権施策の基本方向」について、事務局の説明をお願い

します。

## 事務局

それでは、「資料3」、「資料4」および「資料5」をご用意ください。「資料3」をご覧ください。改定素案(原案)の取りまとめ方について、ご説明します。 先ず、「Ⅰ 改定の趣旨について」ですが、改定素案(原案)は、資料4の7ページ、8ページを併せてご覧ください。

現行の基本方針を策定後、約15年が経過する間に、人権をめぐる国内外の状況が大きく変わってきているため、現状に合わせて、次の4点を踏まえて、改定します。1点目は、国内外の人権および人権施策の状況の反映、2点目は、市のこれまでの取組と課題を踏まえること、3点目は、人権課題として法務省の掲げる17課題を取り上げ、そのうち、10課題を「主要な人権課題」とすること、4点目は、「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえること、です。

次に、「Ⅱ 改定素案(原案)策定の考え方」について、「基本理念」は変更しませんが、現行基本方針策定後の人権をめぐる国内外の動きや、市の取組の成果および課題を追記または修正しました。また、「市民意識調査」の結果や、「総合計画」および「個別計画」との整合との関係で、必要な変更等を加えました。次に、「Ⅲ 参考資料等」ですが、法務省が作成したリーフレット「人権の擁護」のほか、滋賀県および最近、改定を行った県外他市の人権施策基本方針を参考としました。

次に、裏面の2分の2ページをご覧ください。2の(1)から(7)までに掲げた本市の総合計画および各個別計画との整合に留意しました。

最後に、「市民意識調査」の他、ご覧の2つの調査結果を参考にしました。

続いて、「改定素案(原案)の内容」を具体的にご説明します。資料4と、参考として資料5をご覧ください。先ず、資料4の1ページをご覧ください。

「1 人権施策基本方針の策定にあたって」、「2 人権施策の基本理念」および「3 人権施策の基本方向」は、「総論部分」となりますが、これらについては、「第3回審議会」で改定素案(原案)をお示し、ご審議いただきました。

しかし、「各論部分」の「4 主要な人権課題への取組」を記載する中で、条約や法律、市の条例・計画などで「総論部分」との不整合も出てきましたので、「第3回審議会」でのご意見やご指摘、ご提案等の反映と併せて、必要な修正を行いました。

「1 人権施策基本方針の策定にあたって」、「(1) 人権施策をめぐる状況」の「ア 国際的な取組状況」について、「第3回審議会」でのご意見により、「日本が批准している主な条約等」の表に、下2段の選択議定書を追加しました。

2 ページをご覧ください。「主な国際年」の表に、「国際高齢者年」と「平和の文化国際年」を追加しました。また、「第3回審議会」でご指摘のあった「SDGs」関連で、「持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され」と正しく表記しました。

3 ページをご覧ください。「イ 国内の取組状況」の「(ア) 国の取組状況」です。続いて、4 ページをご覧ください。3 行目以降に社会情勢の変化等に伴う新たな人権課題の発生等への対応について、人権三法のほかに、令和2年の「改正男女雇用機会均等法」、令和5年の「LGBT理解推進法」を加えました。

また、表「国における近年の主な取組状況」について、「4 主要な人権課題への取組」との整合を図るため、追記しました。追記したのは、平成30年の下二つ、令和元年の下、令和2年、3年、5年の全てです。

5 ページをご覧ください。「(イ) 滋賀県の取組状況」については、「滋賀県人権施策推進計画」の策定と「滋賀県人権施策基本方針」の改定を追記しました。

続いて、「(ウ) 彦根市の取組状況」ですが、6 ページをご覧ください。6 行目以降に、現行基本方針の策定、「彦根市人権施策推進本部」の設置および「彦根市総合計画 前期基本計画」の策定を追記しました。

表「本市における近年の主な取組状況」について、7 ページにまたがりませんが、「4 主要な人権課題への取組」との整合を図るため、追記しました。追記したのは、平成26年の「彦根市いじめ防止基本方針」、平成29年の上と下、令和2年の下、令和3年の下3つ、そして令和4年の下2つです。

次に、「(2) 人権施策基本方針改定の趣旨」は、先程の説明のとおりです。

9 ページをご覧ください。「2 人権施策の基本理念」自体は、変更ありませんが、具体的な施策や事業は「総合計画」だけでなく、各個別計画とも整合を図りながら取り組みます。

10 ページをご覧ください。「3 人権施策の基本方向」については、「(1) 人権尊重を基調とした市政の推進」を追加しました。「ア 人権尊重を基調とした施策の実施」では、あらゆる市政の実施において人権を基調とする旨を明記し、「イ 職員の人権意識の高揚」では、市政を担う市職員一人ひとりの人権意識を高めることが大切であることから、人権研修を「彦根市人材育成基本方針」に位置付け

てさらに充実する旨を記載しました。

「(2) 人権意識の高揚を図るための施策の推進」については、「ア 人権教育・啓発の推進」において、若干の文言修正を行いました。

11 ページをご覧ください。「イ 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成と支援」については、「人材」という表現を、「第3回審議会」でのご意見を反映して、「指導者」に戻しました。また、同じくご意見を反映して、人権教育・啓発に主体的に取り組む関係団体との連携を図るだけでなく、「その他の団体等が人権教育・啓発に主体的に取り組むよう働きかけていく」旨を追記しました。

次に、「ウ 市民や企業などによる主体的な人権教育・啓発の促進」では、若干の文言修正を行いました。

12 ページをご覧ください。「(3) 相談・支援体制の充実」について、前回、提示した案では「人権擁護に関する施策」でしたが、「ア 相談・支援体制の充実」で述べているように、人権侵害を受けた場合の法的な救済や人権を侵害した者に対する処罰は、専ら法務省や裁判所など国の所管となっており、市が担うのは主に相談や支援であることから、このように変えました。

また、現行では、「ア 市民の主体的な判断および自己実現の支援」という項目を掲げ、人権擁護に関する様々な支援情報の収集と効果的な情報提供について記載していますが、その情報は主に相談・支援窓口であると考えられますので、削除しました。（「ウ 相談・支援窓口の周知」で記載）

また、ウとして「人権救済、保護システムの充実」を掲げていましたが、その内容は国等への働きかけであり、市の施策ではないため、削除しました。

## 会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見、ご提案をお願いいたします。

## 委員

資料4の4ページ、「国における近年の主な取組状況」について、前回に提示された、資料5との対比ですが、平成26年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が削除されているのはなぜでしょうか。また、平成30年ですが、「バリアフリー新法」が「ユニバーサル社会実現推進法」に変わっている理由、それから令和2年の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が削除されている理由を教えてください。

## 会長

事務局、いかがでしょうか。

## 事務局

「国における近年の主な取組状況」の表では、「4 主要な人権課題への取組」において取り上げた法律等のうち、特に重要と思われるものを記載しているということです。近年におけるということで、直近10年、平成26年以降に施行された法律等をあげています。平成30年の主な取組状況ですが、障害のある人や高齢者の移動を確保するという観点からは、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」とに関する2つの法律がありますが、「ユニバーサルデザイン」の方がより広い考え方であるため、ここではそれをあげ、個別の人権課題、「障害のある人」や「高齢者」のところでは、「バリアフリー法」についても記載しています。『ビジネスと人権』に関する行動計画は、本文中、法律を中心に記載したこともあり、触れていないため、割愛しました。

#### **会長**

ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

#### **委員**

「主な取組」ということなので、若干、省かれるものがあるのは仕方がないと思います。平成30年の「バリアフリー新法」を「ユニバーサル社会実現推進法」に変えた点は十分、理解できます。『ビジネスと人権』に関する行動計画についても分かりました。ただ、令和2年の「改正男女雇用機会均等法」が書いているのに、平成26年のDV防止法が書いていないのですが、「性別に関する人権問題」を「女性に関する人権問題」に改めるのであれば、この法律は書くべき主な法律だと思います。

#### **会長**

事務局、お願いします。

#### **事務局**

DV防止法は、平成26年の法施行として書かれていましたが、もう少し古い法律であったと思います。先ほどもご説明したとおり、平成26年以降、直近10年であげていますので、削除しました。平成26年より前の施行であっても、直近10年以内に大きな改正があれば、あげていたということです。大変重要な法律だと認識していますので、個別の人権課題のところではあげています。もう一度、施行年を確認し、平成26年より前の施行であれば割愛し、同年以後の施行であればあげてもよいかと思います。

#### **会長**

説明、ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

#### **委員**

「DV防止法」施行年の確認をよろしくお願いします。

#### **会長**

委員、お願いします。



**委員**

現行の基本方針によれば、平成 13 年施行となっています。

**会長**

事務局、どうぞ。

**事務局**

ありがとうございます。ということで、「近年の」ということですので、割愛させていただきます。

**会長**

どうぞ。

**委員**

8 ページの「人権施策基本方針改定の趣旨」の中で、今回は「市民意識調査」の結果として、「今後、これまで以上に教育や啓発をすべきと思う人権問題」について、多い順に「子どもの人権問題」から「高齢者の人権問題」まであげられていますが、「主要な人権課題」については、すべて記載した方がよいと思います。

**会長**

事務局、お願いします。

**事務局**

文章としては、全部をあげていませんが、図ではすべてを示しています。どこまであげるのか、ということですが、概ね上位 3 つくらいをあげています。同和問題(部落差別)については、個別の人権課題に関する記載のところ(14・16 ページ)で、意識調査の結果を踏まえて、市民の意識が低くなってきているが、それに対する今後の取組として、今後も同和問題(部落差別)を主要な課題に位置付け、積極的に取り組む、と述べています。改定の趣旨のところ、そこまで書かなくても、図を示しているということでご理解をお願いします。

**会長**

説明、ありがとうございます。今の説明に対していかがでしょうか。

**委員**

そうであれば、前回に提示された資料 5 の 5 ページにある表現を参考にして、「市民意識調査」の結果、「今なお、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する人権問題があると認識されていること、加えて、…に対する認識も高まっていることがわかりました。」程度に留めて、個別の人権課題のところではすべての順位を書くというのはいかがでしょうか。

**会長**

事務局、いかがでしょうか。

**事務局**

ここは総論部分であり、そもそもなぜ今回、人権施策基本方針を改定するのかという、改定の趣旨を述べたところであり、その参考として、「市民意識調査」の結果をあげているとご理解ください。調査結果は図で読み取っていただき、詳しい分析は個別の人権課題のところでも触れ、ここではそれ以上の分析をせず、このままの記載とさせていただきたいと思えます。

#### **会長**

説明、ありがとうございます。ただ今の意見に対して、他の委員の方のご意見はいかがでしょうか。「人権に関する市民意識調査」の示し方ですので、これ以降の調査結果の示し方にも関わってきます。

#### **委員**

意識調査の結果は、同和問題(部落差別)は少ないのですが、彦根市としては重要課題なので、と加えることはできないのでしょうか。

#### **事務局**

繰り返しになりますが、「改定の趣旨」ですので、本来、最後の意識調査の結果をあげなくても成立しており、参考としてあげてあります。主要課題を3つ増やして10課題にするということを伝え、それらが何であるかを一つひとつ示しているわけではありません。そういう意味で、前段と後段の文章の整合が図りにくいと思いますが、いかがでしょうか。

#### **委員**

個別の人権課題のところでも、意識調査の結果では同和問題(部落差別)の順位はこうであるが、主要課題として取り組む必要性が高いということを事務局の方で書いてもらえればよいと思えます。

#### **会長**

事務局、お願いします。

#### **事務局**

ここでは、主要課題を何項目あげたのかということが大事なところです。前は7課題でしたが、新たな人権課題として3課題を加えて10課題とするということを述べたいのです。それらを選んだ理由を述べるのはここではなく、個別の人権課題のところだと考えます。

#### **委員**

1ページですが、「様々な人権条約等」の前に「国際人権規約をはじめとして」を加えた方がよいのではないのでしょうか。

#### **会長**

今のご意見に対して、事務局いかがでしょうか。

#### **事務局**

その方がより分かりやすいということであれば、「国際人権規約をはじめとす

る関係条約等」のように表現を変えることは可能だと思われるので、検討します。

#### **委員**

4 ページの「国における近年の主な取組状況」の表について、例えば、一般的な人権、子ども、女性など、分野毎に分けて、それが何年に施行されたかを書いてもらう方が分かりやすいと思います。

#### **会長**

事務局、いかがでしょうか。

#### **事務局**

それがどの人権課題に関するものであるのか、この表に 1 列を加えることは可能であり、そのようにします。

#### **委員**

他市の例をみると、近年に限らず重要な法律をあげているところもあれば、簡単に記載しているところもあります。私は、長くなっても重要であれば、例えば 20 年前の法律もあげるべきと思います。

#### **会長**

事務局、お願いします。

#### **事務局**

そのようにできれば一番丁寧でよいかも知れませんが、紙数の関係もあり、また、全部をあげだすと収拾がつかないといえますか、まとめが難しくなります。個別の人権課題については、平成 26 年より前の法律等もあげてありますので、そこで読み取っていただき、この表ではあくまでこの 10 年以内でどのような動きがあったのかというところを見ていただきたいという趣旨ですので、できればこのままお認めいただきたい。

#### **委員**

SDG s に関しては市として何か取り組んでいますか。

#### **事務局**

SDG s に関する市の取り組みですが、17 の目標一つひとつについて計画的に進めています。17 目標の中に人権に関わりの深い目標もいくつかありますが、この人権施策基本方針では、そこまでの記載はしていません。

#### **会長**

その他、何かご意見はありますか。

#### **委員**

12 ページの「ア 相談・支援体制の充実」のところですが、人権侵害を受けた場合の法的な救済や人権を侵害した者に対する処罰に関する記載は、現行基本方針における「ウ 人権救済、保護システムの充実」を削除した理由のように受

け取れますので、削除してはいかがでしょうか。

#### **会長**

事務局、いかがでしょうか。

#### **事務局**

人権侵害に対する救済の役割分担は、基本方針を読む人にとっても気になるところだと思いますので、このような役割分担の上で、市においてはもっぱら「相談・支援」に取り組むという説明は、必要だと思いますが、いかがでしょうか。そのうえで、むしろ「相談・支援の充実」という見出しではなく「人権擁護」という表現の方がよいとも思われます。と言いますのは、「相談・支援の充実」としましたが、成年後見制度に関する記述では、「権利侵害」という表現もありますように、相談・支援プラスアルファのこともしていますので、元の見出しに戻してでも、この説明は必要だと考えますが、いかがでしょうか。

#### **委員**

確かに、人権救済にとっては市民も知りたいし必要だと思いますので、これを記載することはよいですが、タイトルが「相談・支援体制」であれば、最初に、相談・支援体制はこうであり、もしも侵害された場合はこうであるという書き方がよいと思います。

#### **会長**

事務局、どうぞ。

#### **委員**

できれば、他の委員の方のご意見も伺いたいと思います。

#### **会長**

今の件について、そのほかの委員の方のご意見をお願いします。

#### **委員**

書き出しがこのようであると、「相談・支援」について、市が後ろ向きなのかと読めてしまいます。書きぶりをあらためてはいかがでしょうか。

#### **会長**

どうぞ。

#### **事務局**

この部分の書きぶりは、現行方針もそれほど変わっていないと思います。役割分担だと思います。実際のところ、裁判所や法務局が行っていることを市が実施することはできません。市の役割は、訴えをよく聞き、アドバイスし、より専門的な、適切な相談機関へつないでいくことだと思います。ただし、違和感があるということでしたら、先ほど、権利侵害について言いましたが、虐待防止になると、かなり踏み込んだ行動を市も行います。人権侵害が起こった場合の対応として、児童虐待など、場合によっては調査等を行うこともあるのなら、単なる「相

談・支援」だけでなく、人権擁護に向けた市の取組はあると思います。なので、見出しを変えさせていただきたい。役割分担としては明確にあります。国はこういうことを行い、市は「相談・支援」を中心に、場合によって、例えば児童虐待防止については、それ以上のこともやるということ、もう少し膨らませて書くというのではいかがでしょうか。

## 会長

それでは、事務局は持ち帰って、修正をお願いします。皆さまから、様々なご意見をありがとうございます。議題がこの後も複数ありますので、一旦、次の議題に移りまして、また最後に、それぞれの議題に関する追加のご意見をいただく時間を取りたいと思いますので、次の議題に移ります。資料4のうち、「4 主要な人権課題への取組」について、「(1) 同和問題(部落差別)」から「(3) 子どもに関する人権問題」までを一括して審議します。これらについて、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

資料4の13～16ページと資料5の9・10ページをご覧ください。ここからは、「4 主要な人権課題への取組」ということで、人権課題毎に、現状と課題、今後の取組を記載しています。初めに、記載方法等の変更について、ご説明します。

まず、資料5では、【課題】の中で、これまでの取組や現状、今後の課題が記載され、それに続いて、今後の取組が、「○」や「・」で区分されて表記されていますが、現状、課題、取組方針の区別が分かりにくくなっています。

次に、資料4では、「現状と課題」と「今後の取組」という見出しをつけて区分し、「現状と課題」では国や市のこれまでの取組、「市民意識調査」の結果を述べて課題を掲げ、「今後の取組」は数字や英字で区分しました。

国や市の取組として、法律や条例の施行、各種計画の策定等を時系列で記載し、「市民意識調査」の結果は図をつけて見やすくしました。

それでは、「(1) 同和問題(部落差別)」についてご説明します。

まず、同和問題(部落差別)を、わが国固有の重大な人権問題と定義しました。国においては、特別措置法に基づく地域改善対策終了後も、インターネット上での差別書き込みなどの事象や「えせ同和行為」が発生しているなどの実態を踏まえて、平成28年(2016年)に「部落差別解消推進法」が施行されました。

市においては、教育や就労などの分野で課題が残されており、また、誤った考えや偏見があり、差別事象が依然として発生しています。

市民意識調査の結果では、「部落分散論」や「自然解消論」を支持する方が相

当数おられ、交際や結婚の際に忌避意識が出現すると考えられます。

このような現状を踏まえて、市民一人ひとりが同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深め、その解決(解消)の必要性を理解し、実際の行動に結びつくよう、さらなる教育・啓発の推進、残された課題を解決するための継続的な取組、「えせ同和行為」の排除に向けた取組が、課題となっています。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、現行基本方針と同じく3点を掲げています。「① 残された課題に対する取組の推進」では、教育や就労等の分野の残された課題は、引き続き解決に向けた取組を進め、その中心的な施設として地域総合センターにおいて施策を推進します。「② 心理的差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進」では、同和問題(部落差別)を引き続き主要な人権課題と位置づけ、あらゆる場、様々な機会を捉えて、人権教育・啓発を推進します。「③ えせ同和行為等の排除」では、企業に対する「えせ同和行為」排除の啓発推進を追加しました。

資料4の17～20ページと資料5の10～12ページを併せてご覧ください。

「(2) 女性に関する人権問題」について、ご説明します。

国においては、近年、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「改正男女雇用機会均等法」等が施行されています。

その結果、男女平等に向けて一定の成果は現れていますが、依然として、固定的な性別役割分担意識、性別による格差や不平等な取扱い、家庭生活での女性の負担増が問題となっているほか、主に女性を対象としたセクシャルハラスメントやDVなどの人権侵害が発生しています。

市においては、令和4年(2022年)に「ひこねかがやきプランⅢ」を策定し、性別に関わる人権問題を解決するために様々な取組を進めています。しかし、令和5年3月末現在の女性の登用状況は、自治会役員、審議会委員および事業所等の管理・監督職のいずれにおいても、十分な成果は得られていません。

令和元年(2019年)の「男女共同参画社会づくりのための市民・企業意識調査」の結果では、男女不平等については、「特にない」が最も多く、かつ前回調査よりも増加している一方、住んでいる地域で男女不平等だと感じることに、奉仕作業等に男性が出ないと不参加料が必要であるという回答もありました。

以上のことから、課題として、男女共同参画社会づくりのための教育・啓発による意識改革だけでなく、固定的な性別役割分担の解消や育児・介護負担軽減のための環境づくりを進めていくことが必要です。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、「固定的な性別役割分担意識の解消」と「ワークライフバランスの推進」を2つに分けて4点としました。「② 固定的な性別役割分担意識の解消」では、啓発や情報提供等の拠点として、彦根市男女共同参画センター「ウィズ」を記載しました。

資料4の20～23ページ、資料5の12・13ページをご覧ください。「(3) 子どもに関する人権問題」について、ご説明します。

急速な少子化、家族構成の多様化、核家族や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもり、子どもの貧困、児童ポルノ等が社会問題化してきています。

そのため、国においては、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策推進法」、「こども基本法」が施行されました。

本市においては、「彦根子ども・若者プラン」や「彦根市いじめ防止基本方針」を策定し、それらに基づき様々な取組をしてきています。しかし、いじめの認知件数は近年、増加傾向にあり、また、「小・中学生の生活についてのアンケート調査」結果から、ヤングケアラーが相当数存在することが分かりました。【小学5・6年生の約2割、中学生の約1割】

以上のことから、今後の課題として、児童虐待やいじめの対策として関係機関との連携や相談・支援体制の強化、子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな課題への対応、子どもが権利の主体として尊重されるための教育・啓発が必要です。

今後の【取組方針】については、「④ 子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな人権課題への取組の推進」を加え、逆に、「子育て支援」は削除し、「② 児童虐待防止対策の強化」において記載しました。「① 子どもの人権が尊重される教育・啓発等の推進」では、「b」として学校で感性(こころ)を育む教育を充実します。「② 児童虐待防止対策の強化」では、相談体制を整備・充実します。「③ いじめ防止対策の充実」では、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応の推進、相談しやすい体制の充実、教職員の人権意識を高めるための研修に取り組みます。「④ 子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな人権課題への取組の推進」では、総合的な子どもの貧困対策、啓発および相談・支援体制の充実を進めます。

## 会長

説明、ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見、ご提案をお願いいたします。

## 委員

16 ページの同和問題(部落差別)に関する「今後の取組」の「① 残された課題に対する取組の推進」の「a」に、「関係部局において、地域の状況や事業」とありますが、この事業とは何を表しているのか教えてください。

## 会長

事務局、お願いします。

## 事務局

具体的には、各関係部局での事業となります。企画振興部で言いますと、地域総合センターにおける啓発等ということになります。

## 会長

委員、いかがでしょうか。

## 委員

そうすると、「地域の状況の必要性」とはどういう意味になるのでしょうか。

## 会長

事務局、お願いします。

## 事務局

表現がわかりにくくなっていますが、これは「地域の状況」で一つ、もう一つが「事業の必要性・有効性」で、それらを踏まえるという意味です。誤解を招くようであれば、表現を工夫します。

## 会長

よろしくお願いします。

## 委員

16 ページの「② 心理的差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進」について、もちろん心理的差別の解消は重要な課題ですが、実態としての差別の解消について何か記載できないでしょうか。

## 会長

事務局、いかがでしょうか。

## 事務局

心理的な差別に対する環境など物理的な差別については、33 年間にわたる特別措置法により相当の成果をあげてきたと記載してあります。物理的な差別についてはほぼ解消したと捉えています。残されている課題として、心理的差別の他、教育や就労における実態的な問題としては、高校・大学への進学率、進学後



の途中退学の状況、就労状況、貧困が次世代へ引き継がれていることなどが考えられます。

#### **会長**

委員、お願いします。

#### **委員**

地域の実態もちろん大切ですが、例えば、未だに就職差別があるのではないかと、結婚差別はあると聞くこともありますので、そういう実態を解消するために何ができるのかということ、ここではどう表現すればよいのでしょうか。

#### **会長**

事務局、いかがでしょうか。

#### **事務局**

「② 心理的差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進」に書いてありますとおり、ひたすら人権教育・啓発を進めることだと思われま。人権教育・啓発を途切れさせてはいけないと思います。「市民意識調査」の結果から見えてくるのは、今でも部落差別があると6割の人が認識していながら、今後、解決すべき、取り組むべき人権課題としては8番目にしか位置付けられていないという意識の低さに問題があります。平成28年には「部落差別解消推進法」ができていにも関わらず、です。部落差別を風化させないよう、差別の実態がある以上、教育・啓発を継続していくことだと思われま。ただし、教育・啓発の具体的な手法・やり方については、工夫の余地があるかと思われま。例えば、インターネットを使った情報配信をするなどの工夫はあると思われま。

#### **会長**

「人権に関する市民意識調査」も踏まえてのこの表現ということだと思われまが、委員、今の説明でいかがですか。

#### **委員**

心理的差別以外の差別をなくすための何か表現を、とも思うのですが、他に追記は難しいと理解しました。

#### **会長**

それでは、その他、この3つの人権課題について、何かありますでしょうか。

#### **委員**

17ページの「(2) 女性に関する人権問題」のところ。令和2年の「改正男女雇用機会均等法」について、改正内容がわかるよう、その前に説明があれば、

理解しやすいと思います。また、彦根市の女性登用率が記載されており、具体的な数値が示されたうえで、十分な成果が得られていないとありますが、「ひこねかがやきプランⅢ」の目標数値である 40%を示した上で、これに対して十分な成果でないとした方がより理解しやすいと思います。

#### **会長**

2点について、事務局いかがでしょうか。

#### **事務局**

1点目の法律に説明を加えることについては、そのようにします。2点目の女性の登用率についてですが、目標数値を示すことがよいのか、目標は40%でよいのかということもあります。男女の割合はほぼ50%ですので。この件については、目標数値40%を追記してどのような書きぶりになるのか検討したいので、保留とさせていただきます。ここで、具体的な女性の登用率をあげたのは、彦根市の実態をお示しするためです。

#### **会長**

では、事務局は持ち帰って、ご検討ください。その他、ご意見はありますでしょうか。

#### **委員**

19ページ、「(2) 女性に関する人権問題」の「取組方針」のところです。今年度のジェンダーギャップ指数で日本は世界第120位だと発表がありました。順位が低い最も大きな原因は、政治経済の分野の数値が低いということです。「①政策や方針など意思決定の場への女性参画の推進」で政治にも触れてはいかがでしょうか。また、20ページ1行目に「女性の登用が促進されるよう取組を進めます」とありますが、もう一步踏み込んで、「クォーター制の導入など取組を進めます」としてはいかがでしょうか。

#### **事務局**

政治の分野における女性登用については、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を確認する必要がありますが、クォーター制とともに、所管課であり「ひこねかがやきプラン」を策定している企画課・女性活躍推進室と調整をします。

#### **会長**

では、事務局の方で、ご確認願います。

#### **委員**

できるかぎり加えるべきと思います。なぜなら、日本が世界の動きから大分遅れている分野なので、彦根市もできる限り世界標準に近づくよう進めていくと方針に記載しておく必要があると思います。

## 会長

事務局、いかがでしょうか。

## 事務局

繰り返しになりますが、人権施策基本方針と個別計画との関係もあるため、担当課と相談させていただきたいと思います。人権の視点からは、お二人がおっしゃったとおりだと思います。世界標準から見てこのままでは、というご指摘は当然だと思います。

## 会長

ありがとうございます。様々なご意見をいただいておりますが、他にいかがでしょうか。まだ、複数の議題が残っていますので、次に移って、最後に、時間を確保して、全体に関わるご意見をお聞きする時間を取りたいと思います。

それでは、資料4のうち、「(4) 高齢者に関する人権問題」から「(6) 外国人に関する人権問題」までを一括して審議いたします。事務局、説明をお願いします。

## 事務局

資料4の24～26ページ、資料5の13・14ページをご覧ください。「(4) 高齢者に関する人権問題」について、ご説明します。

わが国の高齢化は、世界に例を見ない速さで進んでいます。

国においては、「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待防止法」、「バリアフリー法」、「ユニバーサル社会実現推進法」などが施行されました。

本市においては、本年3月31日現在の高齢化率は25.8%で、全国平均ほどではありませんが、高齢化がさらに進んできています。「第8期彦根市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」、これには「成年後見制度利用促進基本計画」も含まれます、を策定し、高齢者の保健と福祉の向上、介護保険事業の円滑な実施、成年後見制度の利用促進を図っています。

市の現状や「市民意識調査」から見えてくる課題は、高齢者が社会参加しやすい環境の整備、具体的には、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進、就労機会の確保などです。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進、また高齢者を虐待や権利侵害から守る

ため、認知症や権利擁護制度等に関する周知・啓発が必要です。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、「① 高齢者の生きがい対策の充実」では、地域における支え合いの体制づくり、地域で活躍できる機会の創出と就業支援、移動手段の確保・充実とバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。「② 高齢者虐待の防止と権利擁護の充実」では、認知症理解の啓発、虐待防止等の取組、相談支援の充実、権利擁護制度の普及促進に取り組みます。「③ 高齢者やその家族等のための支援の充実」では、介護保険サービスの充実、包括的な相談支援体制の整備推進、認知症理解の普及啓発、地域見守りネットワークづくりに取り組みます。

資料4の26～29ページ、資料5の14～16ページをご覧ください。

「(5) 障害のある人に関する人権問題」について、ご説明します。

本市の障害手帳交付者数は年々増加し、身体障害者手帳交付者では障害程度の重度・重複化がみられます。こうした中、心のバリア、物理的なバリア、制度的なバリアは未解消、また就労など社会参加の機会確保も不十分であり、障害のある人に対する虐待や権利侵害も発生しています。

国においては、平成26年(2014年)に締結することになる「障害者権利条約」の締結を目指して、「バリアフリー法」、「改正障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」などが施行されました。また、その後も、「障害者差別解消法」、「改正児童福祉法」、「ユニバーサル社会実現推進法」が施行されるなど、多岐にわたり法整備が進められました。

本市においては、「ひこね障害者まちづくりプラン」を策定し、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

市の現状や「市民意識調査」から見えてくる課題は、障害や障害のある人に関する正しい理解や認識を深めること、社会参加を促すための環境整備、障害福祉サービスの充実、虐待防止や権利擁護対策の充実、障害のある子ども一人ひとりの障害特性に応じた療育や教育の実施、インクルーシブな環境の整備です。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、障害のある子どもに関する項目を増やして、4点としました。「① 社会参加の促進」では、コミュニケーション手段の確保や移動手段の確保・充実、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの推進、障害や障害のある人に関する正しい理解と認識のための啓発活動の推進に取り組みます。「② 障害のある人に対する虐待の防止等と権利擁護の充実」では、相談・支援体制の充実、関係機関による連携の

推進に取り組みます。「③ 障害のある人のための支援の充実」では、「障害のある人および子ども」に対する福祉サービスの充実、地域における見守りや地域活動のネットワーク化に取り組みます。「④ 障害のある児童生徒の学習機会の充実と相互理解を深める学校教育の推進」では、障害のある児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい教育内容の確保、インクルーシブ教育システムの推進、個別の教育支援計画による切れ目のない教育的支援に取り組みます。

資料4の29～33ページ、資料5の16・17ページをご覧ください。

「(6) 外国人に関する人権問題」について、ご説明します。

わが国に暮らす外国人は年々増加し、外国人との共生が求められていますが、言語や文化、宗教、生活習慣などの違いに対する理解不足から、外国人に対する差別や偏見が見られます。国においては、「ヘイトスピーチ解消法」や「日本語教育推進法」が施行されました。

市においては、令和5年3月末現在の外国人住民は、3,302人で人口の3.0%を占め、今後も増え続けると見込まれます。こうした中、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民が安心して生活するための環境づくり、国籍に関係なく、市民の相互理解が進む多文化共生の地域づくりに取り組んでいます。

「市民意識調査」や外国住民に対する「多文化共生アンケート」からは、情報伝達上の配慮や、差別・偏見の解消、各種相談事業の充実、外国人の子どもの教育の保障が求められています。

これまでの取組や現状、「市民意識調査」等の結果を踏まえた今後の課題は、多言語による情報提供と通訳の充実、生活相談件数増加への対応、互いの文化や生活習慣、価値観を尊重し合う意識の醸成などです。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、3点をあげました。現行基本方針の「国際化や「国際理解」、「国際交流」から、「彦根市多文化共生推進プラン」に即して、「外国人住民・多文化との共生」へシフトしました。

「① コミュニケーション支援の推進」では、多言語による情報提供、やさしい日本語表記、通訳者の体制充実、翻訳ツールの活用による通訳の多言語化、日本語教室の充実などに取り組みます。「② 外国人住民が安心して生活できる環境づくりの推進」では、外国にルーツを持つ児童生徒と保護者に対する日本語指導、母語による支援の体制整備、教職員の多文化共生意識を高めるための研修、企業に対する適正な雇用や多文化共生に関する啓発、災害時の外国人被災者への支援体制の充実、ワンストップ型相談窓口の設置・運営、「③ 多文化共生の地

域づくりの推進」では、外国人や異文化に対する正しい理解、多文化共生意識を高める啓発、国際交流サロンの充実、自治会等の活動に外国人住民が参加しやすい環境づくり、学校での国際理解教育、地域での国際交流活動の推進に取り組みます。

#### **会長**

ご説明、ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見、ご提案をお願いします。

#### **委員**

29 ページ、「(6) 外国人に関する人権問題」の「現状と課題」で、「わが国に暮らす外国人(在留外国人)は年々、増加しています」とありますが、「在留外国人」という記載は不要だと思います。なぜなら、在留資格を持たない難民申請の方も日本にいます。在留資格を持たないから人権を保障しないでよいというわけではないからです。それから、増えているのは、わが国に暮らす外国人だけでなく、外国にルーツを持つ人も同じです。32 ページ、「取組方針」の「② 外国人住民が安心して生活できる環境づくりの推進」には「外国にルーツを持つ児童生徒と保護者」と書かれています。日本国籍を持つがルーツは外国である大人も増えてきており、子どもも大人になっていくので、外国にルーツを持つ人も増えていると書いた方がよいと思います。それから、30 ページ 3 行目ですが、ヘイトスピーチに関する説明で、「特定の国籍の外国人などを排斥」とありますが、民族を加えて、「特定の民族や国籍の人々を排斥」とし、「ヘイトスピーチ」を「差別的な言動」とした方がよいと思います。最後に、32 ページから 33 ページまでの「取組方針」にヘイトスピーチに関する項目を加えた方がよいと思います。

#### **会長**

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

#### **事務局**

外国人が増えたかどうかということは、何らかのデータに基づく必要があるため、そのデータの対象者である「在留外国人」という表現をしています。「在留外国人」という表現は、難民申請をしている人たちを人権保障の対象外にするという意図ではありません。削除してもよいかどうかは、確認します。

外国にルーツを持つ人々については、どこまで詳しくここで書くのかということもあるので、持ち帰って、検討させていただきます。ヘイトスピーチについては、「差別的な言動(ヘイトスピーチ)」などのように変えたいと思います。それ

から、ヘイトスピーチに対する取組について 1 項目を設けて記載することについてですが、国としてこのような法律ができているのですが、本市におけるヘイトスピーチの実態との関係もあると思われます。大事なことはありますが、1 項目を起すことについては割愛させていただきました。皆様のご意見も伺いたいと思います。

## 会長

ご説明、ありがとうございます。

## 委員

彦根市でどれくらい、ヘイトスピーチが行われているのかについて、ヘイトスピーチ解消法ができてからは、あまり聞きませんが、以前は、彦根駅、草津駅、大津駅のローテーションで何か月に 1 回、よく行われていました。ヘイトスピーチは法律ができてから、駅や公園では減ったかも知れませんが、インターネットや SNS 上ではむしろ増えている傾向にあると聞いています。なので、1 項目加えた方がよいと思います。

## 会長

ありがとうございます。事務局、どうぞ。

## 事務局

検討させてください。取組の 3 項目の中で読み取れるように追記するか、新たに 1 項目を加えるのか検討したいと思います。これまでの「国際交流」「国際化」から「共生」へシフトする中で、「多文化共生推進プラン」との整合を図りながらとりまとめましたので、どのように位置づけるのか、検討のため持ちかえらせていただきたい。

## 会長

ありがとうございます。それでは、ご検討よろしく申し上げます。

もう一つ議題が残っていますので、次に移りたいと思います。資料 4 のうち、「4 主要な人権課題への取組」の「(7) 性的マイノリティに関する人権問題」、から「(10) 様々な人権問題」まで、および「5 推進体制」を一括して審議いたします。これらについて、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

資料 4 の 33～36 ページをご覧ください。「(7) 性的マイノリティに関する人権問題」について、ご説明します。

人の性は多様です。性的マイノリティの立場にある人は、LGBT 等と呼ばれており、多様な性や性的マイノリティに対する正しい知識と理解の不足により、

偏見や差別の対象となり、生きづらさを感じています。

国においては、「性同一性障害者特例法」、「改正労働施策総合推進法」、また本年には「L G B T理解増進法」が施行されました。教育関係では、文部科学省から、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応についての通知が出されるなどしました。

市においては、「申請書等における性別記載欄の見直しに関する指針」を策定したほか、「パートナーシップ宣誓制度」を県内で最も早く創設するなど積極的に取り組んできています。また、学校では、「彦根市いじめ防止基本方針」を改訂し、性同一性障害等の子どもに対する居場所づくりを進めています。

これまでの取組や現状、「市民意識調査」等の結果を踏まえた今後の課題は、性の多様性に関する市民啓発、学校での性的マイノリティの児童生徒に対する特有の配慮、相談・支援体制の充実です。

今後の【取組方針】は、課題に対応するものとして、「① 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進」では、多様な性や性的マイノリティの人権尊重とパートナーシップ制度に関する啓発の推進に取り組めます。「② 性的マイノリティの児童生徒に対する取組の推進」では、児童生徒一人ひとりの心情等に配慮した対応と、教職員の性同一性障害や性的指向、性自認に関する啓発を推進します。「③ 相談・支援の充実」では、相談窓口の周知、法務局などの関係機関、関係団体等と連携した相談・支援、性的マイノリティを理由としたいじめを早期発見するための、いじめを訴えやすい体制の充実に取り組めます。

資料4の36～37ページをご覧ください。

「(8) 感染症に関する人権問題」について、ご説明します。

ハンセン病、H I V、新型コロナウイルス感染症など、感染症に関する患者や元患者、その家族等への人権侵害が、過去、幾度となく繰り返されてきました。

国においては、「らい予防法」や「ハンセン病問題基本法」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

市においては、「新型コロナウイルス感染症に関する『彦根市民人権宣言』」を表明し、市民啓発を行いました。

感染症に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消することが課題となります。

課題に対応するための【取組方針】は、「① 正しい知識や理解を深めるための教育・啓発の推進」です。感染症に関する市民啓発と、学校における児童生徒の



発達段階等に応じた、感染症に対する理解を深める教育を推進します。

資料4の37～39ページをご覧ください。「(9) インターネット上の人権問題」について、ご説明します。

コミュニケーションの輪を広げてくれるインターネットの利用が急速に進む中、それを利用した誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長する表現の掲載などの人権侵害が発生しています。子どもの人権に関しては、SNS等を使った「いじめ」や「出会い系被害」など、子どもが被害者にも加害者にもなり、大きな社会問題となっています。

国においては、「プロバイダ責任制限法」、「青少年インターネット環境整備法」が策定されています。

市においては、児童生徒に対する情報モラル教育の充実や情報リテラシーに関する指導・啓発を行っています。

課題は、インターネット利用者の人権意識の高揚、情報の収集や発信におけるモラルの向上、人権侵害発生時の相談対応です。

今後の【取組方針】については、課題に対応するものとして、「① インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発」では、インターネット利用に際し個人のプライバシーや名誉など互いの人権尊重や情報モラル、情報リテラシーを身につける教育・啓発の推進、学校での情報モラル教育の推進、児童生徒が安全・安心にネット利用できる環境づくりに取り組みます。「② インターネットによる人権侵害に対する適切な対応等」では、プロバイダ責任制限法に基づく救済制度の周知・啓発、および、ネットによる人権侵害事案に対する相談窓口の周知、法務局等と連携した相談・支援に取り組みます。

資料4の39～40ページをご覧ください。

「(10) 様々な人権問題」について、ご説明します。

法務省が掲げる17の人権課題のうち市の主要課題とした10課題(感染症とハンセン病は一つにまとめた)を除く7課題について、市民意識調査で、より関心の高かった2課題を特出しし、残り5課題を「その他」にまとめました。

「① 犯罪被害者やその家族に関する人権問題」については、犯罪による直接的な被害、その後遺症としての精神的・経済的な打撃のほか、興味本位のうわさや中傷等による二次被害が問題となっており、国において「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

「② 震災等の災害に起因する人権問題」については、避難生活での要配慮者に対するプライバシーの侵害等や風評、風評に基づく差別的取扱いが問題です。

「③ その他の人権問題」として、「刑を終えて出所した人」、「ホームレス」、「アイヌの人々」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」に関する人権問題および「人身取引」の5つです。

以上の人権課題に共通する【取組方針】として、「① 正しい知識の普及・啓発」では、市民一人ひとりが、様々な事象に対する正しい知識と理解を得て、人権尊重の意識が深まるよう、関係機関等と連携・協力して、様々な場で教育・啓発を推進します。「② 相談体制の充実」では、市の関係部署が設置する相談窓口での対応と併せて、国や県等の専門機関等と連携します。

41 ページをご覧ください。「5 推進体制」について、ご説明します。

「(1) 庁内の推進体制」では、現行基本方針策定後に整備された、「彦根市人権施策推進本部」および「彦根市人権尊重審議会」を記載しました。人権施策は、推進本部を中心に、各部署が主体的に、相互連携して総合的に実施します。

「(2) 職員に対する研修」と「(3) 国・県等行政機関、市民、企業等との連携」では、NPOの記載を削るなど、文言や記載方法を見直しました。

## 会長

ご説明、ありがとうございました。それでは、今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見、ご提案をお願いいたします。ご意見、いかがでしょうか。ご質問でも結構です。

それでは、特に無いようですので、最後に、これまでの議題すべてに関して、追加のご質問等があればお願いします。

限られた時間でしたので、よろしければ、会議終了後、電話、メール等で追加のご質問等が委員からあれば対応するよう、事務局の方で、ご検討をお願いします。

では、次ですが、「議題(2) 今後の行程について」および「3 その他」について一括して審議します。事務局の説明をお願いします。

## 事務局

資料6をご覧ください。本日、10月16日以降の行程ですが、今後、年内に人権尊重審議会をもう一度開催して、意見の取りまとめを行い、来年1月には富川会長から市長に対して意見の答申をしていただきます。その後、2月末までにパブリックコメントを実施し、3月末までに新たな基本方針を策定し、公表する予定です。続きまして、議題の「3 その他」につきましては、2件ございます。

先ず1件は、「人権施策基本方針改定素案(原案)に係る追加意見について」です。本日の審議は、大変限られた時間の中で多くの内容をご審議いただきました

ので、特に最後の方の議題については、十分に言い尽くせなかったことであろうかと思えます。そのため、追加意見のある委員の方は、10月25日、来週水曜日までに、口頭、電話、FAX または電子メールいずれの方法でも結構です。また、様式は任意ですので、人権政策課までお知らせください。それらも踏まえまして、次回の審議会で再度、ご提案したいと思えます。

もう1件は、次回審議会の日程調整についてです。今回は、12月には市議会が開催されますこと、また会場の都合もありますので、できれば11月20日(月)の午前か午後、もしくは22日(水)の午前のいずれかで開催したいと考えています。つきましては、本日ご出席の皆様のご都合をお知らせ願います。

#### **会長**

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等がありますでしょうか。

それでは、次回審議会の日程について、皆様のご都合をお聞きしたいと思います。不都合な日を挙手でお知らせください。まず、11月20日(月) 午前はいかがでしょう。2名いらっしゃいます。午後はいかがでしょう。2名いらっしゃいます。続いて、11月22日(水)の午前はいかがでしょう。3名いらっしゃいます。

事務局には、以上の結果と、本日の欠席委員3名のご都合を確認の上、別途、ご案内をお願いします。

それでは、以上をもって、本日の審議は全て終了しました。委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

#### **事務局**

会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には、限られた時間の中、熱心にご審議いただき、大変ありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を閉じさせていただきます。お忘れ物のないよう、また、道中、お気をつけてお帰りください。大変お疲れ様でした。